

知らないと怖い 廃棄物処理法

これ、違法です！ - ①

- 敷地内に建設系廃棄物を投棄（掘削調査で判明）
- 建設系廃棄物（解体廃材）の野焼き（パトロールで覚知）



• 不法投棄 野焼き



個人 5年以下の懲役 若しくは
1,000万円以下の罰金（又は併科）

法人 3億円以下の罰金（両罰規定）

※ 両罰規定とは

違反者だけではなくその違反者が所属する
法人にも罰則

※ 自社敷地内や自宅の庭でも不法投棄、野焼き！

絶対許さない!!

「不法投棄」禁止!

不法投棄をした場合、法律により罰せられます。



廃棄物の「不法投棄」は、廃棄物処理法により禁止されています。
不法投棄をした場合、
5年以下の懲役又は1,000万円（法人は3億円）以下の罰金
に処せられるなど、厳しい罰則が設けられています。

廃棄物は適正に処理しましょう。

●「不法投棄」に関する通報や問い合わせは、お近くの地域県民局、または、市町村役場へ

- 東青地域県民局環境管理部 TEL 017-734-9185
青森市民局 1-1-1 青森県庁東館4階
- 中南地域県民局環境管理部 TEL 0172-31-1900
私市市民局4 弘前合同庁舎1階
- 三八地域県民局環境管理部 TEL 0178-27-5111 (代表)
八戸市民局南館5 八戸合同庁舎2階
- 下北地域県民局環境管理部 TEL 0175-33-1900
むつ市民局 1-1-8 むつ合同庁舎新館1階
- 青森県環境生活部環境保全課 TEL 017-734-9248
青森市民局 1-1-1 青森県庁北館7階

※中核市（青森市、八戸市）内の「不法投棄」に関する通報や問い合わせは、それぞれの市へ
青森市（産業物対策課） TEL 017-723-5371
八戸市（環境保全課） TEL 0178-51-6195



まわす、つなぐ、みるための環境
ごご報告は4,200部作成中、総量は1部あたり2.7円です。

「野焼き」は犯罪です!

違法な野焼きをした場合、法律により罰せられます。



「野焼き」とは、空き地や川べりなどで適切な焼却施設を用いずに廃棄物を焼却することで、廃棄物処理法により禁止されています。
野焼きをした場合、
5年以下の懲役又は1,000万円（法人は3億円）以下の罰金
に処せられるなど、厳しい罰則が設けられています。

廃棄物は適正に処理しましょう。

●「野焼き」に関する通報や問い合わせは、お近くの地域県民局、または、市町村役場へ

- 東青地域県民局環境管理部 TEL 017-734-9185
青森市民局 1-1-1 青森県庁東館4階
- 中南地域県民局環境管理部 TEL 0172-31-1900
私市市民局4 弘前合同庁舎1階
- 三八地域県民局環境管理部 TEL 0178-27-5111 (代表)
八戸市民局南館5 八戸合同庁舎2階
- 下北地域県民局環境管理部 TEL 0175-33-1900
むつ市民局 1-1-8 むつ合同庁舎新館1階
- 青森県環境生活部環境保全課 TEL 017-734-9248
青森市民局 1-1-1 青森県庁北館7階

※中核市（青森市、八戸市）内の「野焼き」に関する通報や問い合わせは、それぞれの市へ
青森市（産業物対策課） TEL 017-723-5371
八戸市（環境保全課） TEL 0178-51-6195



まわす、つなぐ、みるための環境
ごご報告は4,200部作成中、総量は1部あたり2.7円です。

これ、違法です！ - ②

- 排出事業者Aは、自社の産業廃棄物の収集運搬を、委託契約書を締結したうえで、収集運搬業許可業者Bに委託していたが・・・



Bの配車がうまくいかず、急遽、
Bの系列会社であるC(収集運搬業許可なし)に



Bの名義を貸し、
Aから廃棄物を受け取り収集運搬を行わせた。

A: 無許可業者への処理委託 → 委託基準違反

B: 無許可業者への名義貸し → 名義貸しの禁止違反

C: 許可を受けずに収集運搬 → 無許可営業

これ、違法です！ - ③

- 小売業者Xは、自社販売の家電製品の購入を条件に、使用済で同種の製品を無償で引き取っていたが、現在は、自社ではなく、配送業者Yが収集運搬している。
- 「**下取り行為**」に当たるかどうかのポイント
 - 新製品を販売する際、商慣習として、同種の製品で使用済のものを無償で引き取り、収集運搬する場合、産業廃棄物収集運搬業の許可は不要
- ◆ 収集運搬者がXの場合は「下取り行為」に当たる
- ◆ Yの場合は「**下取り行為**」には当たらない！
 - Xは、無許可業者に処理委託 ⇒ **委託基準違反**
 - Yは、許可を受けずに収集運搬 ⇒ **無許可営業** 6

- 無許可業者への処理委託基準違反

排出事業者（中間処理業者を含む。）が、
産業廃棄物の運搬又は処分を、
産業廃棄物収集運搬業者・処分業者
その他環境省令で定める者以外の者に委託したとき



5年以下の懲役若しくは
1,000万円以下の罰金又はこの併科

- 無許可業者への名義貸し禁止違反

産業廃棄物収集運搬業者が、自己名義で他人に収集運搬又は処分を行わせたとき。



5年以下の懲役若しくは
1,000万円以下の罰金又はこの併科

• 無許可営業

許可を受けずに、産業廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行ったとき



個人 5年以下の懲役 若しくは
1,000万円以下の罰金又はこの併科
法人 3億円以下の罰金（両罰規定）

※ 両罰規定とは

違反者だけでなくその違反者が所属する法人にも罰則

排出事業者責任－①

・廃棄物処理法 第3条

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を
自らの責任において適正に処理しなければならない

「排出事業者」が自ら処理することのほか、
「廃棄物処理業者等」に処理を委託することも
含まれる

処理委託先へ任せっきりではいけません！

排出事業者責任－②

•廃棄物処理法 第12条第7項

【概要】

事業者は、産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合、産業廃棄物の処理に関する確認を行い、処理の全行程が適正に行われるために必要な措置を講じなければならない（努力義務）

<具体的には>

- ①マニフェストによる処理状況の確認
- ②処理業者（収集運搬、処分）による処理状況の現地確認

繰り返します！

処理委託先へ任せっきりではいけません!¹¹

活用しましょう！

排出事業者責任に基づく措置に係るチェックリスト

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 産業廃棄物課（平成29年6月）

○環境省HP <https://www.env.go.jp/recycle/waste/haisyutsu.html>

目次	
1. 本チェックリストの目的と用語の定義	・・・ 1
1-1 本チェックリストの目的	・・・ 1
1-2 本チェックリストにおける用語の定義	・・・ 2
2. 排出事業者責任に係る具体的な規定と留意事項	・・・ 3
2-1 廃棄物の定義	・・・ 3
2-2 排出事業者の責務	・・・ 6
2-3 産業廃棄物保管基準及び産業廃棄物処理基準	・・・ 8
2-4 委託基準	・・・ 10
2-5 現地確認等による処理状況の確認	・・・ 14
2-6 産業廃棄物管理票	・・・ 15
3. 排出事業者責任に基づく措置に係るチェックリスト	・・・ 20
3-1 排出時	・・・ 20
3-2 保管	・・・ 20
3-3 委託処理	・・・ 21
3-4 その他	・・・ 25
参考：廃棄物処理法関連条文等	・・・ 27

3. 排出事業者責任に基づく措置に係るチェックリスト		
<ul style="list-style-type: none"> 本チェックリストのほか、都道府県等の条例等により、排出事業者が適正処理を確保する上で必要な措置等を規定している場合もあるため、確認する必要があります。 本チェックリストの使用に際しては、自社の業種、廃棄物の種類や処理工程等及び自治体の条例等に合わせ、適宜、項目を追加する等の工夫をして活用することも考えられます。 		
3-1 排出時		
項目	チェック内容	確認
廃棄物該当性	各種判断要素（物の性状、排出の状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無、占有者の意思等）により総合的に判断しているか。 【法第2条第1項等】	適・否
廃棄物の分別	産業廃棄物と一般廃棄物に分別しているか。 【法第2条第2項等】	適・否
	産業廃棄物の種類毎又は名称毎に分別しているか。 【法第2条第4項等】	適・否
	特別管理産業廃棄物と他の産業廃棄物に分別しているか。 【法第2条第5項等】	適・否
特別管理産業廃棄物管理責任者	特別管理産業廃棄物管理責任者を設置しているか。 【法第12条の2第8項】 資格を有しているか。 【法第12条の2第9項等】	適・否 適・否
3-2 保管		
項目	チェック内容	確認
保管基準	保管場所の状況の確認 【法第12条第2項、規則第8条第1号等】	-
	囲いを設置しているか。	適・否
	掲示板を設置しているか。	適・否
	飛散、流出、地下浸透、悪臭発散防止措置の確認	-

産業廃棄物の種類

①～⑫

あらゆる事業活動に伴って発生したもの

⑬～⑲

特定の事業活動に伴って発生したもの
(業種指定あり)

①	燃え殻
②	汚泥
③	廃油
④	廃産
⑤	廃アルカリ
⑥	廃プラスチック類
⑦	ゴムくず
⑧	金属くず
⑨	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
⑩	鉱さい
⑪	がれき類
⑫	ばいじん
⑬	紙くず
⑭	木くず
⑮	繊維くず
⑯	動植物性残さ
⑰	動物系固形不要物
⑱	家畜ふん尿
⑲	家畜の死体
⑳	令第2条第13号廃棄物

間違えやすい産業廃棄物の種類－①

・木くず

【産業廃棄物】

建設業、木材又は木製品製造業、パルプ製造業、輸入木材卸売業、物品賃貸業に伴い発生したものの

貨物流通に使用した木製パレット（パレットへの貨物の積み付けに使用した梱包用木材を含む）は、業種を問わず全て産業廃棄物
PCBが付着したものは、特別管理産業廃棄物

【一般廃棄物（事業系一般廃棄物）】

上記以外の事業活動に伴って発生したもの（道路等の管理に伴い生じた剪定枝、流木等）

間違えやすい産業廃棄物の種類－②

・紙くず

【産業廃棄物】

建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業に係るもの

PCBが付着したものは、特別管理産業廃棄物

【一般廃棄物（事業系一般廃棄物）】

上記以外の事業活動に伴って発生したもの
(事務所から排出される紙くず等)

間違えやすい産業廃棄物の種類－③

•コンクリート片

【がれき類】

工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートやアスファルトの破片その他これに類する不要物

PCBが付着したものは、特別管理産業廃棄物

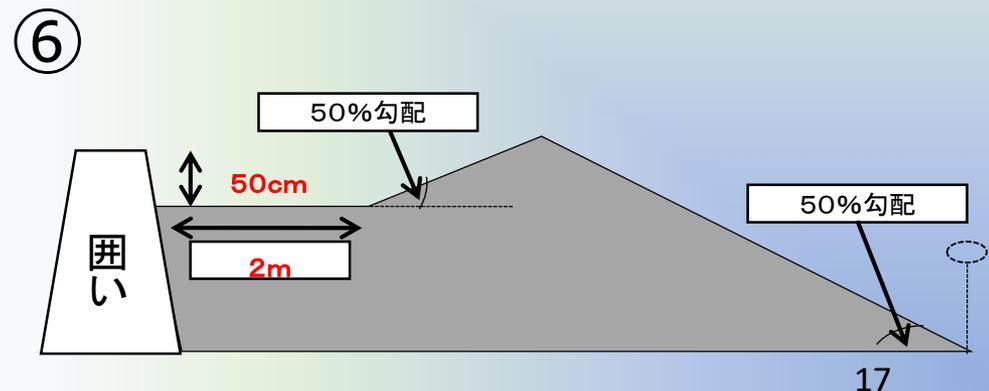
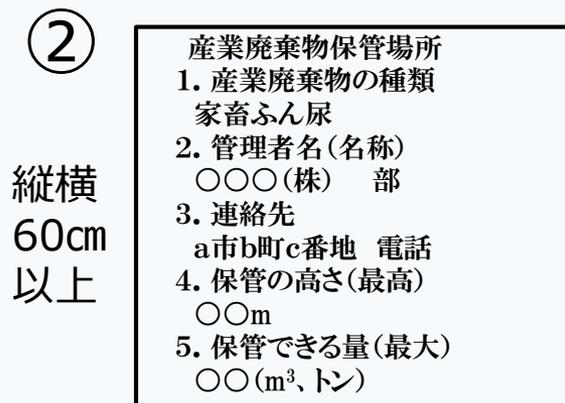
【ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず】

コンクリート製造工場の不良品

PCBが付着したものは、特別管理産業廃棄物

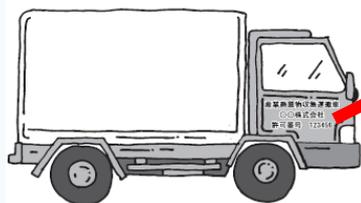
•保管基準

- ①周囲に**囲いを設置**
- ②保管場所である旨の**掲示板を設置**（縦横 60cm以上）
- ③飛散、流出、地下浸透、悪臭発生防止の措置
- ④公共用水域及び地下水の汚染防止対策
- ⑤ねずみ、蚊、はえなどの害虫発生防止
- ⑥**保管の高さの遵守**（屋外で容器を用いずに保管する場合）
- ⑦石綿含有産廃、水銀使用製品産廃は仕切り等が必要



• 収集運搬基準

- ① 廃棄物の飛散、流出の防止
- ② 悪臭、騒音、振動による生活環境保全上の支障の発生防止
- ③ 収集、運搬のための施設を設置する場合は、生活環境の保全上支障を生じるおそれのないよう措置
- ④ 運搬車、運搬容器等は飛散、流出、悪臭が漏れるおそれのないものを使用
- ⑤ 運搬車を用いて産業廃棄物を収集運搬する場合は、車体の両側面に運搬車である旨の表示と、環境省令で定める書類を携帯



【車両の両側面】

4.9cm以上 ↑ 産業廃棄物収集運搬車
3.2cm以上 ↓ 青森県不法投棄対策株式会社
3.2cm以上 ↓ 123456 (許可業者は固有番号)

• 処理委託基準

- ①委託しようとする内容が、その事業の範囲に含まれている**許可業者**に委託
- ②委託契約は必要事項を記載した**書面**で行い、**許可証(写) 添付**
- ③委託契約は収集運搬業者又は処分業者の各々と**二者契約**
(双方の許可を持っている業者に収集運搬と処分の両方を委託する場合を除く。)
- ④委託契約書は契約期間が終了した日から**5年間保存**
- ⑤委託した産業廃棄物の**処理状況に関する確認**を行う